

岩見沢市総合計画

基本構想

(素案)

平成 29 年 11 月

岩見沢市

第1章 まちづくりの基本的視点と将来像

1 まちづくりの基本的視点

この総合計画を推進するにあたり、重視する基本となる考え方について、次の3つの基本的視点を定め、今後のまちづくりを進めます。

視点1 市民主体による協働のまちづくり

総合計画は、平成27年に施行された「岩見沢市まちづくり基本条例」の中で、「将来を見据えた市政運営を行うための最上位の計画」と位置付けられており、条例の基本理念である「情報共有」「参加」「協働」のもと、市民、議会及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、市民主体による自主自立のまちづくりを推進します。

視点2 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり

まちの価値を高め、人口減少を抑制していくために、若者にとっても魅力ある「住んでみたい」まちづくりと、誰もが安心して暮らすことができる「住み続けたい」まちづくりにつながる取組みを推進します。

視点3 次世代につなげる持続可能なまちづくり

厳しい財政状況のもとで、誰もが幸せや豊かさを実感できるまちであり続けるため、行財政運営の観点では、事業の「選択と集中」を進め、限られた経営資源を効率的・効果的に活用することにより、将来の世代に負担を残さない持続可能なまちづくりを推進します。

2 将来都市像

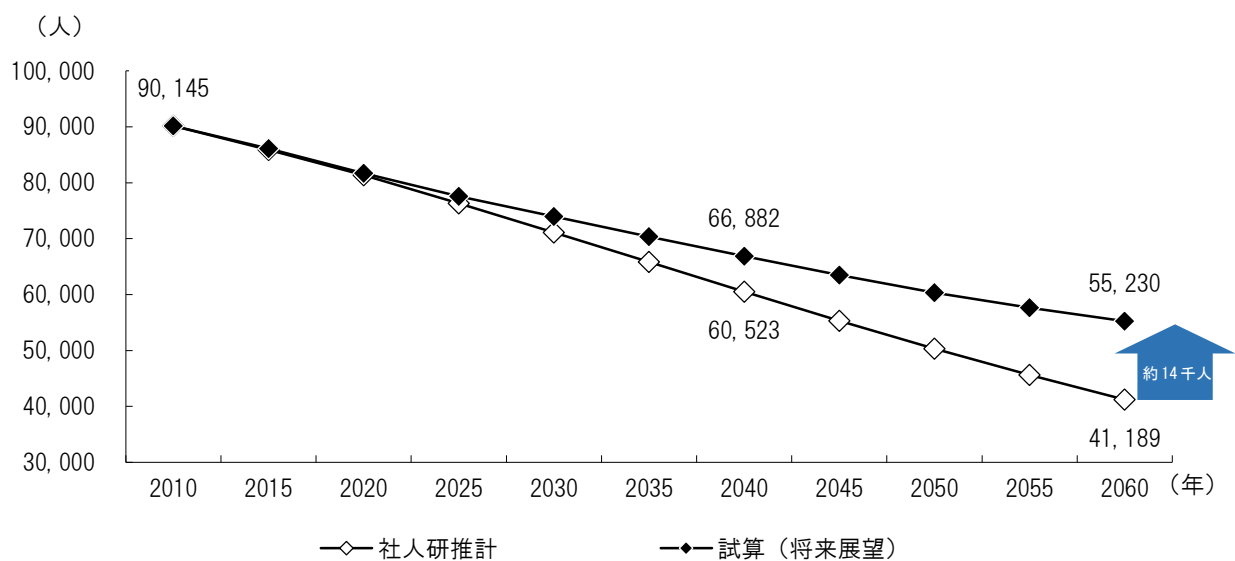
市民憲章「わたしたちは 緑の中の 岩見沢市民です」を基調とし、市民アンケートや市民ワークショップの意見なども踏まえた将来都市像を検討中であり、市民会議などでの審議を経て決定します。

3 将来人口

本市の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では、平成 52（2040）年に 60,523 人に減少するものと見込まれています。

平成 28 年 1 月に策定した「岩見沢市人口ビジョン」では、合計特殊出生率の向上や定住・転入促進を図るための総合的な施策を展開することにより人口減少を抑制し、平成 52（2040）年に 66,000 人、平成 72（2060）年に 55,200 人とすることを将来展望として示しています。

本計画では、この将来展望に基づき、計画の最終年度となる平成 39（2027）年の目標人口を 76,100 人と設定します。



※ 2045 年以降の「社人研推計」は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（2040 年まで）に準拠して、本市が独自に 2060 年まで延長して推計したものの。

■目標年度における人口推計

区分		平成34（2022）年 （中間年度）		平成39（2027）年 （目標年度）	
		人数	構成比	人数	構成比
総人口		80,038人		76,124人	
年少人口	15歳未満	8,615人	10.8%	8,404人	11.0%
生産年齢人口	15歳以上65歳未満	42,391人	53.0%	39,155人	51.4%
老年人口	65歳以上	29,033人	36.3%	28,564人	37.5%

4 土地利用

岩見沢市の区域における土地は、市民のための大切な資源であるとともに、市民生活や経済活動を支える共通の基盤です。

本市の場合、平成18年3月の市町村合併により市域が拡大した経緯から、多様な特性をもった地域で構成されており、土地利用に当たっては、公共の福祉や自然環境の保全、地域ごとの特性や歴史・文化等にも配慮しながら、効率的で均衡のとれた活用を図ることにより、快適で魅力ある都市環境を創造していく必要があります。

「都市地域」・・・誰もが安全に安心して暮らすことができる都市づくりを実現するため、中心拠点への都市機能の集積や居住者の誘導により、生活サービスの効率化や維持を図るとともに、日常生活を支える生活拠点とを結ぶ道路・公共交通等によるネットワークの整備を進めます。

また、市街地周辺に広がる農地や自然環境と調和した、岩見沢らしい緑や歴史を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

「農業地域」・・・長期にわたり総合的に農業振興を図るため、農業生産の基盤となる農用地の確保、農業生産基盤の整備などにより、優良農地の維持・活用を進めるとともに、農村景観や生態系の保全、災害防止機能及び都市と農村の交流空間としての利用を図ります。

「森林地域」・・・木材及び林産物の生産機能だけでなく、水資源のかん養、国土や地球環境の保全など、森林の有する優れた機能を発揮させるため、森林の保全と育成を図るとともに、適正な利活用を進めます。

第2章 施策の大綱

基本目標1 地域で支え合う 安全・安心なまち

(防災・防犯・地域コミュニティ)

「安全・安心」は、まちづくりの基本となるものです。

災害の発生に備えた地域防災力の向上を図るとともに、冬期間の安全確保や消防・救急体制の充実、防犯・交通安全対策・消費者保護など、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

また、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画社会の実現に向けた環境整備を進めます。

基本施策1-1 地域防災力の向上

災害に強いまちづくりを推進するため、避難行動要支援者等に対する避難支援体制の構築や災害応急体制を強化するとともに、防災意識の高揚や地域内での体制づくりを通じて自助・共助・公助の精神を高め、地域防災力の向上を図ります。

基本施策1-2 総合的な雪対策の推進

冬期間の安全・安心な暮らしを確保するため、地域や事業者との連携・協働のもと、効率的な除排雪体制の構築や地域自主排雪に対する支援を行うとともに、高齢者世帯等の除雪弱者への支援など、地域のニーズに即した「総合的な雪対策」を推進します。

基本施策1-3 消防・救急体制の充実

市民の尊い生命や財産を守るため、関係機関・団体等とも連携し、火災予防対策を推進するとともに、消防力の強化と救急救命体制の充実を図ります。

基本施策1-4 安全・安心な生活環境の確保

市民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、関係機関や地域と連携して、防犯や交通安全に対する意識醸成を図るとともに、防犯活動や交通安全対策を推進します。

また、消費者被害やトラブルを未然に防ぐとともに、消費生活の安定と向上を図るため、相談体制の強化や情報提供・啓発活動の充実に努めます。

基本施策1-5 地域コミュニティの活性化

市民の参画と協働のもと、市民が主体となって地域課題を解決するための取組みを支援することにより、地域コミュニティ機能の維持・向上と活性化を図ります。

基本施策1-6 男女共同参画社会の実現

男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力が十分発揮できる男女参画社会の実現に向け、普及・啓発や環境づくりを推進します。

基本目標 2 みんなが健康で元気に暮らせるまち

(健康・福祉・医療)

市民一人ひとりが生きがいをもって元気で健康に暮らすことができれば、まち全体が元気になります。

誰もがいつまでも健やかで生き生きと暮らすことができるよう、市民の健康づくりや高齢者・障がい者福祉、地域医療の充実に努め、地域全体で市民の元気で健康な生活を支える「健康コミュニティ」を推進します。

基本施策 2-1 健康づくりの推進

いつまでも健康で生きがいをもった生活を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに応じた主体的な健康づくりを支援するとともに、産学官が一体となって市民の健康を支える地域社会「健康コミュニティ」を推進します。

基本施策 2-2 高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいをもちながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、健康を維持し、自立した生活を送ることができる環境づくりを進めるとともに、就労や地域活動、趣味等を通じた積極的な社会参加の機会の拡充を図ります。

基本施策 2-3 障がい者福祉の充実

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深める中で、多様なニーズに対応した相談支援やサービス提供体制の充実に努めるとともに、就労支援やスポーツ・芸術文化活動などの社会参加の支援に取り組みます。

基本施策 2-4 地域福祉の推進

支え合いの精神に基づく地域福祉への意識醸成を図るとともに、担い手の育成や、福祉・保健・医療・介護・教育等の分野間の連携・協働による地域福祉を推進します。

基本施策 2-5 社会保障制度の適正な運営

誰もが健康で安心して生活することができるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金の健全かつ持続可能な運営と適正なサービスの提供に努めます。また、生活困窮者に対しては、生活保護制度の適正な運用を行うとともに、就労支援など自立に向けた相談・指導體制の充実に努めます。

基本施策 2-6 地域医療体制の充実

南空知圏域全体において専門性の高い良質な医療を確保できるよう、病床機能の分化を図り、医療機関相互の役割分担と連携を促進することにより、医療ニーズに即し、地域で完結する医療提供体制の構築を目指すとともに、市立総合病院は、その中核的な役割を担う基幹病院として、高度医療等を提供する体制の充実にに向けた取組みを推進します。

また、夜間や休日における急病患者に対する適切な医療の確保に努めます。

基本目標 3 活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち

(産業経済・交流)

人口減少社会の克服には、経済の活性化や定住・交流人口の増加による地域の活力の創出が不可欠です。

関係団体や事業者とも連携し、農業・商工業の振興を図るとともに、新産業の創出や企業立地を推進し、雇用の拡大に努めます。また、観光の振興や中心市街地の活性化を通じた賑わいの創出を図るとともに、移住・定住の促進に向けた多様な施策を展開します。

基本施策 3-1 農林業の振興

本市農業の持続的発展を目指し、農業経営の安定と農業所得の向上に向けた取り組みや、担い手の育成・確保を進めるとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮等を通じた農村地域の振興を推進します。

林業の振興にあっては、森林の有する多面的機能を維持・発揮させるよう、計画的な整備と保全に努めます。

基本施策 3-2 商工業の振興と中心市街地の活性化

中小企業者による経営基盤の強化、人材育成、創業や新事業展開等に向けた取り組みを関係機関とも連携して支援することにより、地域経済の活性化を図ります。

また、商業者や関係団体が行う集客・販売促進事業を支援するとともに、中心市街地の活性化に向けた賑わいの創出や都市機能の集積、居住者の誘導等を推進します。

基本施策 3-3 新産業の創出と企業立地の推進

地域経済の活性化と魅力ある雇用の拡大を図るため、本市の強みである高度 ICT 基盤等の地域資源を最大限活用し、成長分野における新産業の創出や新分野進出に取り組むとともに、企業立地の推進と集積を図ります。

基本施策 3-4 雇用の拡大と就業環境の充実

関係機関や事業者との連携により安定した雇用を確保するとともに、本市の有する高度 ICT 基盤も活用した企業誘致や新分野進出、創業支援等による新しい雇用の創出を図ります。また、若者や女性、高齢者、障がい者など働く意欲のあるすべての市民が安心して働くことができる就業環境の充実を目指します。

基本施策 3-5 地域資源を活かした観光の振興

観光誘客の拡大による交流人口の増加や地域の活性化を図るため、関係団体や事業者、市民と行政が連携し、本市の持つ豊富な地域資源を発掘・活用するとともに、その魅力を広く国内外に情報発信することにより、何度でも訪れたいくなるまちづくりを推進します。

基本施策3-6 移住・定住の促進

将来にわたって地域の活力を維持・発展させるため、市内在住者の定着と市外からの移住の促進に向けた住宅、就業、結婚、子育て等の多様な施策を展開するとともに、本市の魅力や優位性を効果的に発信するためのプロモーション戦略を推進します。

基本施策3-7 国際・地域間交流の推進

海外の姉妹都市との交流活動の推進を通じた国際感覚の醸成や異文化への理解の促進を図るとともに、市内在住の外国人や観光客が快適に過ごすことができるような共生のまちづくりを推進します。

また、国内の都市間交流を深め、地域間連携の強化や交流人口の増加を図ります。

基本目標4 豊かな心と生きる力をはぐくむまち

(子ども・子育て・教育・文化)

安心して子どもを産み育てることができる環境のもと、地域全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、未来を担う子供たちの豊かな心と優れた知性、生きる力を育む社会を創ります。

市民一人ひとりが健康で心豊かな人生を過ごすことができるよう、生涯学習の充実や、芸術文化・スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。

基本施策4-1 子ども・子育て支援の充実

結婚から妊娠・出産・子育てにいたる切れ目のない支援の充実を図るとともに、地域全体で子どもの健やかな成長や子育てを支えていくための総合的な環境整備を推進します。

基本施策4-2 学校教育の充実

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、郷土に誇りと愛着をもった子どもを育てるため、一人ひとりの個性を活かし、能力を伸ばす学校教育を推進するとともに、安心して学ぶことのできる指導体制や教育環境の充実に努めます。

基本施策4-3 生涯学習の振興と社会教育の充実

市民の誰もがそれぞれの関心に応じて自由に学ぶことができるよう、多様なニーズに対応した学習機会や情報の提供を行うとともに、生涯学習センターや図書館等の施設について、適切な維持管理と利便性の向上に努めます。

また、青少年の健全な成長を地域全体で支えるための環境づくりを推進します。

基本施策4-4 芸術文化・スポーツの振興

市民の芸術文化活動への支援や芸術文化に親しむ環境づくりに努めるとともに、文化財や郷土芸能の保存・継承と活用を通じ、郷土への理解と関心の醸成を図ります。

また、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことのできるよう、競技スポーツと生涯スポーツの推進を図ります。

さらに、北海道教育大学岩見沢校とも連携し、市民が「芸術文化・スポーツのまち」を実感することのできる取組みを推進します。

基本目標 5 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち

(都市基盤・環境)

快適かつ安全に暮らすことのできる都市基盤の構築に向け、利便性の高い市街地や快適な居住環境の形成、道路・橋梁の適正な整備と維持管理、公共交通の利便性の向上及び上下水道の適正運営に努めます。

また、緑豊かな自然環境の維持・保全に努めるとともに、循環型社会の形成を推進します。さらに、本市の強みである高度 ICT 基盤を活用し、様々な地域課題の解決に取り組みます。

基本施策 5-1 魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成

市民一人ひとりが安全で快適な生活を実感できるよう、利便性の高い市街地を形成することにより、まちの魅力や住みよさの向上を図ります。

また、市営住宅の維持管理や更新・長寿命化を計画的に進めるとともに、既存の住宅の耐震化や空き家対策への取り組みを行い、快適な居住環境の形成を推進します。

基本施策 5-2 快適な道路環境の確保

快適かつ安全に利用できる道路環境を確保するため、国・道とも連携し、都市の骨格となる幹線道路や市民の暮らしを支える生活道路の整備を計画的に進めるとともに、老朽化した道路・橋梁の長寿命化を図るなど、適正な維持管理に努めます。

基本施策 5-3 公共交通の利便性の向上

市民生活や交流の基盤となる公共交通の確保と利便性の向上を図るため、地域住民や交通事業者、関係自治体との連携・協力のもと、利用者のニーズに即した路線バスの運行や新たな公共交通の導入などの取り組みを進めることにより、総合的な公共交通体系を確立するとともに、住民意識の醸成と利用の促進に努めます。

基本施策 5-4 上下水道の適正な運営

上水道においては安全で良質な水の安定供給、下水道においては居住環境の向上と公共用水域の水質保全の確保を基本とし、施設の更新・長寿命化を計画的に進めるとともに、効率的な維持管理を通じた健全経営の維持に努めます。

基本施策 5-5 緑豊かなまちづくりの推進

地域の特性や市民のニーズに対応した公園・緑地の計画的かつ適正な維持管理に努めるとともに、市民や民間事業者との協働による緑の街並みづくりや保全活動を推進することにより、本市の特性を活かした緑あふれる都市空間の形成を図ります。

基本施策 5-6 環境の保全と循環型社会の形成

環境保全に対する意識啓発や自然エネルギーの推進、ごみの発生の抑制と再使用の推進等の総合的な環境施策を推進することにより、市民と事業者、行政が一体となって、環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。

基本施策 5-7 地域情報化の推進

本市の特性である高度 ICT 基盤のもと、市民や企業のニーズを把握し、産業経済、教育、健康・医療・福祉、安心・安全等の様々な分野における地域課題の解決に向けた施策を展開することにより、地域経済の活性化と市民生活の質的向上を目指します。

基本目標 6 市民とともに創る 持続可能で自立したまち

(市民参画・行財政運営)

市民と行政との協働によるまちづくりを推進に向け、積極的な情報発信の充実と市民が市政に参画する機会の拡充を図ります。

また、行財政改革の取組みを進めることにより、持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

基本施策 6-1 開かれた市政の推進

市民主体による自主自立のまちづくりに向け、様々な媒体やメディアを活用した積極的な行政情報の発信に努めるとともに、市民が市政に対して意見・提言することのできる機会の充実を図ることにより、誰もが市政に参画できる環境づくりを推進します。

基本施策 6-2 持続可能な行財政基盤の確立

施策・事務事業の不断の見直しを通じた経営資源の最適配分や財政の健全化、公共施設の適正配置、行政組織の再構築等の行財政改革の取組みをさらに進めることにより、持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

